

○長与町議会議員研修要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町議会基本条例（平成25年条例30号）第2条第2項及び第13条に規定する議員研修の実施について必要な事項を定めるものとする。

(議員の責務)

第2条 議員は、長与町議会基本条例で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研さんに努めなければならない。

(方針)

第3条 議員の資質向上を目指し、議会改革及び活性化への実践に向けた研修を行うこととする。

(研修の種類等)

第4条 研修の種類は次のとおりとする。

- (1) 新議員研修
- (2) 正副議長研修
- (3) 委員長研修
- (4) 一般議員研修
- (5) 実務研修
- (6) 課題研修
- (7) その他議長が必要と認める研修

(研修の実施)

第5条 前条各号に規定する研修は、毎年度当初に別に作成する長与町議会議員研修計画に基づき実施するものとする。

2 前項の計画は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(講師等)

第6条 長与町議会が主催する研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度定め依頼するものとする。

(研修報告)

第7条 研修を受講した議員は、議長に研修報告書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 議会は、前項の研修報告書を公表することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 5月 2日から施行する。

平成 年 月 日

長与町議会議長 様

長与町議会議員

㊟

研修報告書

長与町議会議員研修要綱第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

1.研修名（主催者）

2.研修日時

3.研修先

4.研修目的

5.所見（成果）